

第5回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年11月10日(金)

午前8時57分～午前10時19分

2. 場 所 遠賀町役場 2階 大会議室

第5回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和5年11月10日（金）午前8時57分～午前10時19分

2. 場所 遠賀町役場 2階 大会議室

3. 出席委員（14名）

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	加藤	陽一郎
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	一田	孝雄
委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介（欠席）

4. 11月の農業相談委員

2番	安藤	敏生	委員
3番	石井	佐千生	委員

5. 議事日程

（1）付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

（●●●●●）

② 農地法第3条の規定による許可申請について

（●●●●●）

③ 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(●●●●●)

④ 農用地利用集積計画

(●●●●●)

⑤ 農用地利用集積計画

(2) 報告案件

① 農地法第 18 条第 6 項の基地による通知について

(3) その他の案件

① 農業委員会研修大会及び中間・遠賀地区会の研修について

② 忘年会について

③ 視察研修について

④ 農業祭について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場	繁雄
事務局職員	濱田	美孝
事務局職員	植本	千晴
事務局職員	大村	亮介

開 会 8 時 5 7 分

議長

おはようございます。本日の出席委員は、農業委員 8 名中 8 名、推進委員 7 名中 6 名の出席となっております。高崎洋介委員より欠席の連絡がっております。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第 5 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長

それでは次第の 2、本日の農業相談員は 2 番安藤敏生委員、3 番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係2件、農地法第5条申請関係1件、農用地利用集積計画関係2件となっています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が木守にお住まいの●●●●氏、譲渡人が同じく木守にお住まいの●●●●氏、申請地が3ページの字図にありますように、大字木守字芝原583番、地目は田、面積が595㎡です。
農地区域が農業振興地域外で、申請理由は規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は137,708㎡で、農業に従事しているため特段問題はないものと思われます。また、申請地は譲受人の農地の隣接地であり、問題なく耕作されるものと思われます。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。
付議案件②農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が木守にお住まいの●●●●氏、譲渡人が同じく木守にお住まいの●●●●氏です。
申請地が6ページの字図にありますように大字木守字柿木1412番で、地目は田、面積は772㎡です。
農地区域が農業振興地域外で、申請理由が管理適正化のためとなっております。譲受人の耕作面積は772㎡で、申請地は約40年前より譲受人が耕作している農地です。申請地に隣接して譲受人の農地があり、年間150日以上農業に従事しているため、問題なく耕作されるものと思われます。

続きまして、議案書の 7 ページをお開きください。

付議案件③農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が北九州市にお住まいの●●●●氏、譲渡人が別府にお住まいの●●●●氏です。

申請地が 9 ページの字図にありますように大字今古賀字砂田 6 6 0 番 1 と大字今古賀字砂田 6 6 0 番 2 の 2 筆で、地目は田、面積は 4 3 2 m²です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種住居地域の第 3 種農地となっております。

申請理由は自己住宅の建築となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認しております。営農の支障については生産組合長さんの条件付承諾となっております。

1 0 ページ、1 1 ページが水利関係承諾書となります。承諾の条件は「転用申請地内には、農業用水に係わるバルブや管が埋設されているため、転用後既設の農業用配管等は私有地から完全に切断撤去し、切断した既設の配管から農業用水が私有地に逆流しない措置を講じること。なお、撤去後のバルブ等は業者の責任で処分すること。また工事の時期が稲作時期と重なった場合は、事前に生産組合長と対応を協議のうえ撤去工事を行うこと。」となっております。

1 2 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。用地造成に伴う被害防除としては「敷地西側にコンクリートブロックを設置する」こととなっています。

1 3 ページが現況平面図です。西側に水路があり、水路側に農業用のバルブや仕切り弁があります。北側と東側には隣接地との境界に既設のコンクリートブロックおよびフェンスが設置されており、南側には車両進入口以外は既設の擁壁があります。

1 4 ページが土地利用計画図です。水路側の仕切り弁とバルブを撤去し、水路側にはコンクリートブロックが設置されます。敷地の北側および東側のコンクリートブロックと南側の擁壁はそのまま利用する計画です。

15 ページが縦横断図です。B の断面をご覧ください。水路側が下がっているため盛土を行い、土地をフラットにする計画です。盛土をした水路側にはコンクリートブロックで土留め工事を行います。

17 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

以上で現地調査を伴う案件についての説明を終わります。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 0 6 分

－ 現地調査後 －

再 開 9 時 5 1 分

議長 再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
まずは、地区担当の石井佐千生委員および白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員
（3 番） 現地を見ていただいた通り、本人も農業をされていますし、隣接地ということもあり特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

推進委員
（3 番） 所有権移転に関して何ら問題はないと思われます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】 の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 次に付議案件②を議題に供します。
同じく地区担当の石井佐千生委員および白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員
(3番) 先ほどと同じく長年農業に従事されているので、荒地もなくきれいに管理されていますので特に問題は無いと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

推進委員
(3番) 同じく問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。本件について一言事務局から。

事務局 この案件については、令和5年からの5反要件が廃止されていますので、5反持っていない方でも転用申請で譲受人になることができますので今回についても、この方は5反持っていないませんが3条申請としては大丈夫な方となっております。追加で補足させていただきます。

議長 今まで40年間耕作しても自分の所有地にはできなかったものが、5反要件がなくなったので所有権移転ができるということです。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 次に付議案件③を議題に供します。
まずは地区担当の加藤陽一郎委員および吉田茂三委員から報告をお願いします。

農業委員 (6番) この地区は区画整理の終わった地区で、もともと宅地化でしていた事業です。回りも宅地で特に問題は無いと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

推進委員 (6番) 宅地要件ですので問題は無いと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 続いて付議案件④についてです。
この案件については●●●●委員が当事者となります。
●●●●氏は退室をお願いします。

～ ●●●●委員退室 ～

議長 中間管理に関する案件ということですので、事務局より報告願います。

事務局 議案書の18ページをお開きください。付議案件④農用地利用集積計画の承認についてでございます。譲受人が浅木にお住まいの●●●●氏で、譲渡人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構です。申請地が20ページの字図にありますように大字浅木字桶淵45番、地目は田、面積が4,116㎡です。農地区域が農業振興地域内農用地となっております。本案件は9月の農業委員会で●●●●氏から推進機構が買い受けたことを承認した案件で、今回は推進機構から譲受人への譲渡となります。所有権の移転時期は11月末を予定しています。本件は通常の利用権設定に基づく利用集積計画ではなく、県の農業振興推進機構の仲介・あっせんによる農地売買事業に係る利用集積計画になります。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件④は承認されました。

～ ●●●●委員入室 ～

議長 続いて付議案件⑤について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の21ページおよび22ページをご覧ください。
付議案件⑤農用地利用集積計画の承認についてでございます。

全 2 6 筆の計 4 2, 4 0 0 m²です。

耕作者が●●●●さんの分につきましては、また後で合意解約でも出てくるのですが、耕作者の変更による新規の契約となっております。

耕作者が●さんの分については所有者の●さんとの契約の更新になります。

所有者が●●さん、耕作者が●さんの分につきましては、こちらも後で合意解約で出てきますが、申請している分の農地のうち 1 筆分だけの契約の変更の場合は、一旦解約を行って、その分だけ再度新規で契約をする必要があるということです。今回後で出てきますが、解約にも同じ耕作者、所有者で上がっており、今回の集積計画の承認にも所有者が●●さん、耕作者が●さんで上がってきております。その下の耕作者が●●さんの分につきましては新規の契約となっております。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件⑤は承認されました。

議長 それでは報告案件①について事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書の 2 3 ページをお開きください。
報告案件①農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知についてでございます。
利用権の合意解約ですが、耕作者の変更および契約内容の変更による解約で全 1 7 筆の計 3 4, 0 9 2 m²となっております。

議長 報告案件①について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それではその他の案件について、事務局より説明をお願いします。
す。

事務局 ①農業委員会研修大会及び中間・遠賀地区会の研修について
説明。
②忘年会について説明。
③視察研修について説明。

事務局からは以上です。

議長 それでは、その他に皆さんの方から何かありませんか。

【ありません。】の声

議長 無いようでございますので、以上をもって、第5回遠賀町農業
委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 19分